

名家連ニュース

令和6年4月14日(日)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 池山 豊子
TEL/FAX(052)846-5576 NO.990号

精神医療審査会 - 高木ひろし愛知県議会議員と懇談

表題の件について高木ひろし議員から懇談要請があり、2月29日17時～18時、江崎、山田、黒川(愛家連)、池山、堀場(名家連)で意見交換を行いました。

高木議員は、県議会で「精神医療審査会が全く機能していない問題を取り上げて改善を求めている」「家族会の皆さんは医療審査会の委員になる意思はありますか?」と尋ねられました。

名家連は即座に、本人の自己決定権を尊重する審査会にするため、機能強化に役立ちたい、立候補してでも委員に加わりたいという明確な意思を表明しました。また、和歌山県では、家族が精神医療審査会に加わって、審査会の機能改善に貢献している情報もお届けしました。

精神医療審査会とは?(精神保健福祉法 第12条)

精神医療審査会は、精神科病院に入院している精神障害者の処遇等について専門的かつ独立的な機関として審査を行うために設置された機関です。

業務内容

精神医療審査会は、医療保護入院の必要性の審査、入院者や家族等からの退院請求や処遇改善請求の妥当性の審査を行い、精神保健福祉センターがその事務を担います。



設置義務

都道府県に設置義務があります。精神障害者の措置入院などの権限は都道府県にありますから、その入院に関する様々な審査を行う精神医療審査会は都道府県が設置します。

委員

精神医療審査会の委員は全5名、委員の任期は2年

- ・精神科医療の学識経験者2名以上(精神保健指定医に限る)
- ・法律に関する学識経験者1名以上(弁護士、検事など)
- ・精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者1名以上(精神保健福祉士、保健師など)

精神保健福祉法 第33条の4には以下のように書かれています。

— 医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者は、精神保健福祉士その他厚生労働省令で定めるところにより、退院後生活環境相談員を選任し、その者に医療保護入院者の退院後の生活環境に関し、医療保護入院者及びその家族からの相談に応じさせ、及びこれらの者を指導させなければならない —

障発0124第5号
平成26年1月24日

都道府県知事
各 殿
指定都市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公印省略)

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 12 条に規定する精神医療審査会について」の一部改正及び精神医療審査会の運営上の留意事項について

今般、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 49 号)により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)が改正され、一部を除き、平成 26 年4月1日から施行されること等に伴い、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 12 条に規定する精神医療審査会について」(平成 12 年3月 28 日障第 209 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知)

別添「精神医療審査会運営マニュアル」を別添新旧対照表のとおり改正し、同日から適用することとしたので、本改正に伴い各々定めている運営要綱等の見直しを行うこと等により適切な実施に努められるとともに、関係機関及び関係団体に対して周知徹底方お取り計らい願いたい。

また、精神医療審査会の運営上特に留意されたい事項について、下記のとおり周知するので、その徹底が図られるよう努められたい。

なお、本通知のうち、「精神医療審査会運営マニュアル」V及びVIに係る改正部分は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の9第1項及び第3項に規定する都道府県及び指定都市が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準であり、その他の部分は、同法第 245 条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

- 一、精神医療審査会は、精神障害者の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を確保するための機関であり、その審査の専門性及び独立性が保たれるよう十分配慮し、精神障害者の人権擁護のために最大限の努力を払うこと。
- 二、精神障害者の人権擁護の観点から精神医療審査会における審査の迅速性を確保することが重要であり、当該精神医療審査会における審査件数等に応じて、合議体数の見直しを行うこと。特に退院等の請求等に係る審査については、請求等から概ね1ヶ月以内に行うこととしているところであり、審査の質を確保した上で迅速な審査を行うことができる合議体数の確保を図ること